

「浜岡原子力発電所における入構時の本人確認漏れ」(続報)
～原子力規制委員会の評価結果について～

2021年5月19日

浜岡原子力発電所に一時立入として入構する際は、事前に申請した上で正門にて公的身分証明書を用いた本人確認を実施し入構することとしておりますが、2021年3月8日、その確認行為を経ず、発電所構内への立入事象が発生しました。当社は、既に本人確認を確実に実施する対策を講じており、同様な事象が発生しないものと考えています。(2021年3月9日お知らせ済)

本日(5月19日)、原子力規制委員会において、本事象について、「安全重要度評価(注1):緑」、「違反の深刻度(注2):SL IV」と評価されたことから、お知らせします。

当社は、本事象発生直後から実施している対策のみならず、本事象の背後要因まで掘り下げて調査しました。その結果、別紙のとおり4つの問題点を抽出し、改善策を策定しました。

当社は、今回の評価結果を重く受け止め、引き続き核物質防護の維持向上は、発電所運営の根幹であるとの考えのもと、再発防止対策を徹底し、二度とこのような事象を発生させないように、全社一丸となって取り組んでまいります。

注1 安全重要度評価とは、事業者の検査で確認された劣化が原子力安全または核物質防護を維持することに影響を与えているかといった観点から評価される劣化の程度であり、以下のとおり分類されます。なお、劣化の程度が最も低い分類が「緑」、最も高い分類が「赤」です。

緑:安全確保の機能・性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の是正プログラムにより改善すべき水準

白:安全確保の機能・性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準

黄:安全確保の機能・性能への影響があり、安全裕度の低下が著しい水準

赤:安全確保の機能・性能への影響が大きく、施設の使用などが許容できない水準

注2 違反の深刻度とは、3つの観点(「1. 原子力安全または核物質防護に実質的な影響をおよぼすものか」「2. 規制活動に対する影響を与えたか」、「3. 意図的な不正行為があったか」)から評価される事象の深刻度であり、以下のとおり分類されます。なお、深刻度が最も低い分類が「SL IV」、最も高い分類が「SL I」です。

SL IV:原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるもの、またはそうした状況になり得たもの

SL III:原子力安全上または核物質防護上、一定の影響を有する事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの

SL II:原子力安全上または核物質防護上、重要な事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの

SL I:原子力安全上または核物質防護上、重大な事態をもたらしたものの、またはそうした事態になり得たもの

以上

「浜岡原子力発電所における入構時の本人確認漏れ」に対する調査内容と改善策の策定

【調査方法】

関係者への聞き取り調査

【聞き取り調査対象】

当社社員（警備担当者以外）／当社警備担当者／協会社警備員（以下、「警備員」という。）

【結果】

調査から4つの問題点を抽出し、改善策を以下のとおり策定した。

問題点	背後要因	改善策
本人確認行為をせずに入構し、一時立入証を掲示していない者に対して、当社社員は指摘できなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・当社社員の中には、核物質防護に対する意識が低く、入門許可証を常に掲示するルールを遵守できておらず、またルール遵守していない者を指摘できない者がいた。 ・一時立入証を含めた入門許可証を掲示するルールを遵守していない者に指摘する風土が醸成できていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社社員の核物質防護に対する意識を向上させることで、入門許可証を必ず掲示するとともに、入門許可証を掲示していない者に必ず指摘する風土を醸成する。 ■具体的な方法(実施済) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 臨時教育、定期的な教育(年一回の頻度) ➢ 啓蒙活動(ポスター掲示)および立哨活動(監視、指摘)
当社警備担当者が入構時に本人確認漏れが発生するリスクが潜んでいることに気が付かなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・当社警備担当部署の業務プロセスの中に、警備上のリスクを評価する仕組みがなかった。 ・警備員の声を吸い上げることで、警備上のリスク除去、低減に生かす仕組みがなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社警備担当部署の業務プロセスに、警備上のリスクを評価する仕組みを構築した。(実施済) ・警備員の声を吸い上げるため、当社警備担当者と警備員の意見交換の頻度を増やす。また、当社警備担当者が警備業務を現場で観察する頻度を増やすことで、警備員とのコミュニケーションの機会を増やす。
当社核物質防護管理者(注3)から警備の監視強化の指示を発出していたものの、警備員は新たな行動を取る必要を感じなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・監視強化の指示を発出した際、当社警備担当部署は警備員に対して具体的に実施すべき事項を明確化していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警備員が追加の行動をとることの必要性を認識した上で、具体的な行動を取れるよう、当社警備担当部署が核物質防護管理者から発出された指示文書に対し、具体的に実施すべき事項を明確に示し、警備員へ指示する。
警備員は厳格な警備を実施することよりも、入出構を円滑に進めることに意識が傾いていた。	<ul style="list-style-type: none"> ・警備の目的が「不審者を止める、入れない」であることを当社社員および警備員に浸透できていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社社員および警備員に警備の目的を浸透させることで、当社社員は警備員の指示に従うこと、および警備員は厳格な姿勢で警備に臨むことを徹底する。 ■具体的な方法(実施済) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当社社員に対する臨時教育、定期的な教育(年一回の頻度) ➢ 警備員の行動指針を新たに制定し、警備の目的を明記

注3 核物質防護管理者とは、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、特定核燃料物質の取り扱い等の知識を有する者のうちから選任しています。

以上